

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は経営の透明性、公正性ととも、競争力・収益力の向上を通して企業価値を継続的に高めることが企業経営の目的と考えております。この目的を達成するための経営組織・監督機関を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題として取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Feel	726,000	22.78
下平 雄二	414,000	12.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	274,500	8.61
土木管理総合試験所 従業員持株会	185,200	5.81
下平美奈子	172,000	5.40
株式会社土木管理総合試験所	101,800	3.19
下平 絵里加	71,000	2.23
下平 真里奈	71,000	2.23
野村信託銀行株式会社(投信口)	48,000	1.51
楽天証券株式会社	44,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無更新	——
-------------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新	
--------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

——

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---



【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については、監査法人トーマツと監査契約を提携しており、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
茂木 正治	その他														○
丸田 由香里	弁護士														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂木 正治	○	——	社会保険労務士として、豊かな経験と高い見識に基づき、広範囲かつ高度な視点で助言を頂くため、社外監査役として選任しております。当社と茂木正治氏との間に特別利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
丸田 由香里	○	——	弁護士として、豊かな経験と高い見識に基づき、広範囲かつ高度な視点で助言を頂くため、社外監査役として選任しております。当社と丸田由香里氏との間に特別利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役及び従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上を図るべく、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2015年3月までに既付与済みのストックオプションについて、行使権利が失効していない対象者です。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額については、事業報告書及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートは管理部が行っております。また、常勤監査役が非常勤監査役との間で適宜情報交換を行っております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、原則として毎月1回第2週に開催され、法令で定められた事項及びその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督しております。

当社は監査役会を設置しており、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し業務執行を監査しております。なお、監査役3名のうち、2名は社外監査役を選任しております。

なお、当社では、平成22年3月に執行役員制度を導入し、監督と執行の機能を明確化するとともに意思決定の迅速化を図る体制を構築しております。

当社の体制は、社外監査役を含めた監査役会による業務執行に対する監査体制と、執行役員制度導入により取締役会の監督機能を明確化したことにより、業務執行の監督・監視機能を十分に果たすことができると考えております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております

### III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算のため、集中日を回避した株主総会の設定となっております。
その他	事業報告の説明については、ビジュアル化を行っております。 また株主総会終了後に、自社試験センターの見学会を実施しております。 株主総会の議案の議決行使結果について、臨時報告書の公表を自社ウェブサイトで行っております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期、本決算の公表後に会社説明会を開催し、代表取締役自らが説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算公表後に会社説明会を開催し、代表取締役自らが説明を行っております。 また、機関投資家の要望に応じて、随時個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトにおいて、代表者のメッセージ、東京証券取引所への適時開示、有価証券報告書、事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部企画課が行っております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針として、人々の生活環境が豊かになることを使命とし、土・水・大気・構造物調査・測量設計等に係わる適切な情報を土木管理総合試験所グループの総力(スピード・対応力・提案力)を挙げ、顧客に対して積極的にコンサルテーションを行うとともに、ステークホルダーの皆様のご期待に応えていくことを基本的な方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の定める企業倫理にて、地域社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、広く地域社会とのコミュニケーションを図り、ともに歩む良き企業市民として、積極的に貢献活動に取組みます。と規定しており、環境保全活動、社会福祉活動、地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。ホームページにCSR活動として、公表しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」につきまして、平成27年6月に決議いたしました。内部統制システム整備の基本方針は、以下のとおり定めております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (a) コーポレート・ガバナンス

イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

ハ. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

ニ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

##### (b) コンプライアンス

イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「倫理・コンプライアンス規程」に則り行動する。

ロ. コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

##### (c) 財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

ロ. 財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

##### (d) 内部監査

社長直轄の経営監査室を設置する。経営監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手續き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行は、「業務分掌規程」等で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

また、当社は、経営方針を定め、中期経営計画と年度計画を策定し、業務執行を担当する各取締役は、自らが所管する各部門において、本計画に基づいた業務執行を行い、定期的に取締役会に進捗状況や対応策の報告を行う。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制当社及びその子会社は、グループ方針に基づいた経営管理及び経営指導を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとする。

また、「関係会社管理規程」に基づき、財務内容や業務執行上の重要事項の把握、管理を実施する。

子会社には、当社より管理部長を派遣して適正な業務執行、意思決定及びそれらに対する監督及び「内部監査規程」に基づき、当社経営監査室による監査を実施する。

#### 6. 監査役の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を選任する。監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

#### 7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

##### (a) 重要会議への出席

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

##### (b) 報告体制

監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備を図る。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行ない、併せて内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合をもち、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図る。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### (a) 経営監査室の監査役との連携

経営監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

##### (b) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を実践すべく、既然とした態度で臨むことを全社員に徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要(模式図)】

発生事実または決定事実(決算情報含む)

↓ (報告)

発生部署責任者(所属部長)

↓ (報告)

情報管理責任者(管理部門長)

↓ (報告)

執行責任者(代表取締役社長)

↓ (付議)

取締役会

↓ (開示指示)

情報管理責任者(管理部門長)

↓ (開示)

情報開示(証券取引所・ホームページ)

